入札説明書

【最低価格落札方式】

件名：シュレッダーのリース契約　（２０１４年１０月～２０１９年９月）

2014 年 8 月 1 日

独立行政法人 国際協力機構
調達部

第１　入札内容

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

１. 公告

公告日　2014 年 8 月 1 日

公告番号　国契-14-053

２. 契約担当役

理事　小寺　清

３．競争に付する事項

（１）件名：シュレッダーのリース契約　（２０１４年１０月～２０１９年９月）

（２）業務仕様：「第 2　仕様書」のとおり

（３）納入期限（予定）：2014 年 10 月 1 日

４．担当部署等

（１）　担当部署

郵便番号 102-8012

東京都千代田区二番町 5 番地 25　二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

調達部　契約第三課

電話 03-5226-6609　ファクシミリ 03-5226-6324

（２）書類授受・提出方法

・郵送等による場合：上記（１）あて

・持参の場合：同ビル１階調達部受付（調達カウンター）

５．競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。

具体的には、以下の要件を全て満たす者が本競争に参加することができます。

（１）一般契約事務取扱細則第 4 条の規定に該当しない者であり、当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

（２）公告日において平成 25・26・27 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」の等級に格付けされ、営業品目として「賃貸借」を保持し、競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という。）

ただし、上記における全省庁統一資格者でない者が本競争への参加を希望する場合は、別途資格審査を受けることができます。

（３）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（４）競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

ア. 応札者の役員等（応札者が個人である場合にはその者を、応札者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16 年10 月25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。

ウ. 応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

エ. 応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

オ. 応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

カ. 応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

キ. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23 年東京都条例第54 号）に定める禁止行為を行っている。

６. 共同企業体の結成等

（１）共同企業体について

・共同企業体の結成は認めません。

（２）補強の可否について

・補強は認めません。

（３）業務の一部再委託（下請負）

・再委託は認めません。

【定義】
〈業務従事者〉: 本件業務に従事する者
〈共同企業体〉: 複数の社が、それぞれの社の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を元に連帯責任をもって業務を実施する場合に構成する企業体
〈従業員〉: 受注を希望する社の経営者及び同社が雇用している者（主たる賃金を受ける雇用関係にある者）で雇用保険等による確認ができる者
〈補強〉:〈業務従事者〉であって、受注を希望する社の〈従業員〉でない者

７．競争参加資格の確認

（１）本競争の参加希望者は、上記 5. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

① 全省庁統一資格保有者である者（上記 5.(2)に該当する者）

ア．提出期間：2014 年 8 月 4 日（月）から 2014 年 8 月 22 日（金）正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時（午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分を除く）最終日は正午期限ですので、ご注意ください。

イ．提出書類：・競争参加資格確認申請書（様式集参照）
・全省庁統一資格審査結果通知書（写）
・返信用封筒（定形サイズ。所定料金額の切手貼付。）
・下見積書（下記 8. 参照）

ウ．提出場所：上記 4. 参照

エ．提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は上記ア． 提出期間内に到着するものに限る）

②全省庁統一資格保有者でない者（上記 5. ただし書きに該当する者）

ア．提出期間：上記①のア． に同じ

イ．提出書類： 競争参加資格確認申請書（様式集参照）、返信用封筒（定形サイズ。所定料金額の切手貼付。）、下見積書（下記 8. 参照）

その他提出書類については、以下のサイトに記載されています。

国際協力機構ホームページ（ http://www.jica.go.jp/index.html ）
→「調達情報」
→「競争参加資格審査」
(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)

ウ．提出場所：上記 4. 参照

エ．提出方法：上記①のエ． に同じ

オ．その他：別案件において既に事前資格審査を申請し、当機構からの審査結果の通知を受けた者については、その審査結果の通知内容に変更がない限り、審査結果は有効となります。この場合においては、前回当機構より通知した審査結果の通知文書の写しをご提出いただくことで、申請手続きに必要な「その他提出書類」は省略できます。

（２）競争参加資格の確認の結果は 2014 年 8 月 26 日（火）付までの文書をもって郵送にて通知します。2014 年 8 月 28 日（木）までに結果が通知されない場合は、上記 **4**. にお問い合わせください。

（３）その他

ア．申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ．所定料金額の切手を貼った長 3 号又は同等の大きさの返信用封筒に申請者の住所・氏名を記載してください。

ウ．提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。

エ．一旦提出された申請書等は返却しません。また、差し替え、再提出は認めません。

オ．申請書に関する問い合わせ先は、上記 **4**. を参照ください。

８. 下見積書

本競争の参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、下見積書を提出しなければなりません。

（１）下見積書には、商号又は名称及び代表者氏名を明記し、押印してください

（２）様式は任意です。

（３）消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか消費税額等を除いているかを明記してください。

（４）金額の内訳書（別添見積金額内訳書）を添付してください。

（５）下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合は、これに応じていただきます。

（６）入札書に記載する金額は、下見積書に提示した金額（消費税額等を除く）より下回る金額としてください。

（７）提出期間・提出方法：上記 **7**. を参照ください。

９．競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。

ア．提出期限：2014 年 9 月 1 日（月）正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時（午後 0 時 30 分から午後 1 時

30分を除く）最終日は正午期限ですので、ご注意ください。

イ．提出場所：上記4.参照

ウ．提出方法：書面の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送等又は電送（＝ファクシミリ、電子メール等）によるものは受け付けません。

（２）当機構は、説明を求めた者に対し、2014年9月4日（木）までに書面により回答します。

１０．入札説明書に対する質問

（１）仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式集参照）により提出してください。

ア．提出期間：2014年8月4日（月）から2014年8月18日（月）正午まで。

イ．提出方法：書面（様式集参照）の提出は、ア．の期間内に必着で、以下の電子メールアドレス宛に、電子データ（エクセル形式）でのご提出をお願いいたします。

・メールを送付の際は、質問である旨の記載の他に、案件名及び公告番号の記載をお願いします。

具体的には、メールタイトルを以下のようにしてください

【入札説明書への質問】:国契-14-053:シュレッダーのリース契約
（2014年10月～2019年9月）

・宛先電子メールアドレス：　ippankeiyakudesk@jica.go.jp

・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

（２）（１）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア．2014年8月20日（水）午後4時以降、以下のサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/index.html）

→「調達情報」

→「公告・公示情報/選定結果」

→「国内向け物品・役務等（公告・質問回答・入札資料・選定結果の一覧）」

（ http://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/koji2014.html ）

イ．回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

１１．辞退書の提出

（１）資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、次に従い辞退書（様式集参照）を提出してください。

ア．提出期限：入札執行日の前日正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時(午後0時30分から午後1時30分を除く)。

最終日は正午期限であることにご注意ください。

イ．提出場所：上記 4. 参照

ウ．提出方法：書面の提出は、提出場所へ持参又は郵送等送付（ただし、ア．の期間内に必着）により行うこととします。

（２）（１）の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

１２．入札執行（入札会）の日時及び場所等

（１）日時：2014 年 9 月 9 日（火）　・午後 3 時 15 分から

（２）場所：東京都千代田区二番町 5 番地 25
二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構　2 階　203 会議室

※入札会会場の開場時刻：開場は、入札会開始時刻の 5 分前となります。1 階受付前にて待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。

（３）入札会には、代表者若しくは代理人（委任状を要す。）の参加を求めます。

（４）必要書類等：入札会への参加に当たっては、以下の書類等をご準備ください。

ア．競争参加資格確認通知書（写）1 通

イ．委任状　1 通（様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）

ウ．入札書　3 通（様式集参照。）

エ．　入札会場で書類を修正する必要が生じた場合に、委任状に押印したものと同じ印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。

　なお、代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書の提示を求めることがあります。

（５）再入札：１６. に記載される「再入札」を行う場合、入札会への参加者に対して、その場で入札書の提出を求めます。

１３. 入札者の失格

次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の行った入札を無効とし、当該入札者を失格とします。失格となった者は、入札会（再入札を含む。）に参加できません。

（１）競争に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。

（２）当機構により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において、措置要領に基づく指名停止措置を受けている等、上記に掲げる資格のない者は、競争参加資格がない者として取り扱います。

（３）入札執行開始時刻に間に合わなかった者は失格とし、入札会（入札執行）に参

加できません。
（４）明らかに連合によると認められる入札を行ったとき。
（５）職員の職務執行を妨害して入札を行ったとき。
（６）他者の競争参加を妨害したとき。
（７）機構の指示に従わなかったとき。

１４．入札書

（１）持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
（２）入札価格の評価は、「第 2　仕様書」に対する総価（円）（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税額等に相当する額を除いた金額）をもって行います。
（３）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税額により算定された額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札金額とします。
（４）入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入してください。
ア．代表権を有する者自身による場合は、法人の名称又は商号並びに代表者名及び社印または代表者印
イ．代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名とその者の印（委任状に押印したものと同じ印鑑）。
（５）入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
（６）入札保証金は免除します。

１５．入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。ただし、再入札がある場合には、入札可とします。
（１）入札書に入札者の記名、押印が欠けているとき。
（２）入札金額が訂正してあり訂正のための印が押されていないとき。
（３）誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により意思表示が不明確のとき。
（４）条件が付されているとき。
（５）再入札において、入札金額が前回までの入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。

１６．入札執行（入札会）手順等

（１）入札会の手順
ア. 入札会参加者の確認
各入札会参加者は競争参加資格確認通知書（写）及び委任状（代表権を有する者が出席の場合は不要）を提出し、入札事務担当者がこれらを確認します。
・参加者は１名とさせていただきます。

参加者には、入札会参加者名簿に署名を求めます。

イ. 入札書の投入

各参加者は、様式集書式による入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。

ウ. 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

エ. 入札金額の発表

入札事務担当者が、入札金額を低い順番から読み上げます。

オ. 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

カ. 落札業者の発表等

入札執行者が、「落札」または「不調」を発表します。

キ. 再度入札（再入札）

全ての入札価格が予定価格を超えた場合は不調となり、その場合には再入札を行います。（再入札を行う際は、休憩を挟む場合があります。）

再入札に対する応札は、代表権を有する者若しくは代表権を有する者から適切な委任状をもって委任された代理人により実施されなければなりません。

再入札を２回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります。

（２）入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、上記⑤において投入してください。

金			辞				退			円

１７．落札者の決定方法

（１）予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

（２）落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

（３）開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合には再入札を行います。再入札を 2 回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります。

１８．見積書の提出、契約書作成及び締結

（１）落札者と決定された者は、速やかに見積書及び見積内訳書を提出するものとします。

（２）「第 3　契約書（案）」を基本として、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。

（３）契約条件、条文については、契約書案を参照してください。

１９．情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えら

れる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

（１）公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除く。

ア．　当機構の行為を秘密にする必要があるとき

イ．　予定価格が次の基準額を超えない契約

①　工事又は製造の請負の場合、250 万円

②　財産の買入れの場合、160 万円

③　物件の借入れの場合、80 万円

④　上記以外の場合、100 万円

ウ．　光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

（２）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア．　当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ．　当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとします）

（３）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します 。

ア．　当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

イ．　契約相手方の直近 3 ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ．　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

・　３分の１以上２分の１未満

・　２分の１以上３分の２未満

・　３分の２以上

エ．　一者応札又は応募である場合はその旨

（４）公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72 日以内。ただし、4 月締結の契約については 93 日以内）に掲載することが義務付けられている。

（５）情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

２０．その他

（１） 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

（２）本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。

（３）入札結果については、入札参加社名、入札金額等を国際協力機構ホームページ上で公表します。

（４）国際協力機構一般契約事務取扱細則は、以下のサイトにて公開中です。

国際協力機構ホームページ（ http://www.jica.go.jp/index.html ）

→「調達情報」

→「調達ガイドライン・様式」

→「規程」

→「一般契約事務取扱細則」

（http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000077.htm）

（５）機構が貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし､複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（６）有資格者名簿と「情報シート」

当機構では、当機構が実施する契約競争やコンサルタント等契約等に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめるために、「情報シート」の提出をお願いしていますので、ご協力をお願いします。詳細については、以下をご覧ください。

*関連 URL: http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html

（７） 競争参加辞退者向けアンケート

当機構では、一般競争入札、企画競争（プロポーザル方式）等を実施する契約について、より多くの事業者様に参加していただけるよう、契約に関する見直しを進めております。この一環として、入札説明書又はプロポーザル方式選定説明書をお受取りいただいた事業者様で、入札会に参加されなかった事業者様又はプロポーザルをご提出いただかなかった事業者様より、改善すべき点を伺い、今後の契約に役立てて行きたいと考えております。

つきましては､ご多忙とは存じますが､上記趣旨をお酌み取りいただきまして、本アンケートへのご協力をお願いいたします。なお、本アンケートにお答えいただくことによる不利益等は一切ございません。また、本アンケートは今後の契約

の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。
　詳細については、以下をご覧ください。

　*関連 URL:
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

以　上

第２　仕様書

案

1. 概要
   シュレッダーの賃貸借

2. 賃貸借期間（予定）
   2014 年 10 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日

3. 調達対象
   （1） シュレッダーの納入・設置を行う。
   （2） 対象機器台数は 11 台とする。
   （3） 機器の仕様は以下と同等品あるいはそれ以上。

最大裁断枚数	100 枚
投入幅	310mm
裁断速度	0.8～3.5m/分
定格時間	連続
処理能力	約 350 枚/分
裁断方法	パワークロスカット
電源	AC100V
消費電力	約 1500W
質量	202kg 以下
くず処理能力	約 117 リットル/約 4500（A4PPC）
メディア裁断可能	CD/DVD/FD/カード類
その他	オートスタート オートストップ オートリバース オートカット オートパワーカットオフ オーバーフローストップ とびらスイッチ ブレーカ 耐震アジャスター
メーカー保証	5 年

※参考銘柄：明光商会 MSX-F100

4. 設置場所

東京都千代田区二番町 5-25 独立行政法人国際協力機構本部内

※詳細な納入場所は、別途打合せをすること。

5. 納期

賃貸借開始日より機器を使用できるように納入する。但し、納入日から賃貸借開始日までの期間の費用については、発注者は負担しない。

6. 納入及び設置作業

（1） 搬入経路については別途指示する。

（2） 納入に当たっては、納入・設置する執務室等の詳細を確認の上、ドア・床・壁その他適宜必要な場所等の養生を行うこと。

（3） 納入に当たり、既存施設等に損傷を与えた場合には、速やかに原形に普及すること。

（4） 納入物品に関する取扱説明書を提出すること。

7. その他

（1） 納入物品に係る運送費及びその他の経費はすべて契約業者の負担とする。

（2） 納入物品の開梱及び包装材の回収を行うこと。また、これに伴う経費は契約業者の負担とする。

（3） その他、機構担当者から搬入及び設置等について指示がある場合は、これに従うこと。

（4） 納入物品はグリーン購入法適合製品であること。

（5） 賃貸借期間終了後は、速やかに機器を撤去すること。但し、その際の運送費及びその他の経費は、すべて契約業者の負担とする。

（6） 本件はファイナンスリースを想定している。

以上

見積金額内訳書

別添

年度	契約期間			月額リース料金	支払月数	支払額	税込
2014年度	10月1日	～	10月31日		1		
	11月1日	～	11月30日		2		
	12月1日	～	12月31日		3		
	1月1日	～	1月31日		4		
	2月1日	～	2月28日		5		
	3月1日	～	3月31日		6		
					年度計	0	0
2015年度	4月1日	～	4月30日		7		
	5月1日	～	5月31日		8		
	6月1日	～	6月30日		9		
	7月1日	～	7月31日		10		
	8月1日	～	8月31日		11		
	9月1日	～	9月30日		12		
	10月1日	～	10月31日		13		
	11月1日	～	11月30日		14		
	12月1日	～	12月31日		15		
	1月1日	～	1月31日		16		
	2月1日	～	2月29日		17		
	3月1日	～	3月31日		18		
					年度計	0	0
2016年度	4月1日	～	4月30日		19		
	5月1日	～	5月31日		20		
	6月1日	～	6月30日		21		
	7月1日	～	7月31日		22		
	8月1日	～	8月31日		23		
	9月1日	～	9月30日		24		
	10月1日	～	10月31日		25		
	11月1日	～	11月30日		26		
	12月1日	～	12月31日		27		
	1月1日	～	1月31日		28		
	2月1日	～	2月28日		29		
	3月1日	～	3月31日		30		
					年度計	0	0
2017年度	4月1日	～	4月30日		31		
	5月1日	～	5月31日		32		
	6月1日	～	6月30日		33		
	7月1日	～	7月31日		34		
	8月1日	～	8月31日		35		
	9月1日	～	9月30日		36		
	10月1日	～	10月31日		37		
	11月1日	～	11月30日		38		
	12月1日	～	12月31日		39		
	1月1日	～	1月31日		40		
	2月1日	～	2月28日		41		
	3月1日	～	3月31日		42		
					年度計	0	0
2018年度	4月1日	～	4月30日		43		
	5月1日	～	5月31日		44		
	6月1日	～	6月30日		45		
	7月1日	～	7月31日		46		
	8月1日	～	8月31日		47		
	9月1日	～	9月30日		48		
	10月1日	～	10月31日		49		
	11月1日	～	11月30日		50		
	12月1日	～	12月31日		51		
	1月1日	～	1月31日		52		
	2月1日		2月28日		53		
	3月1日		3月31日		54		
					年度計	0	0
2019年度	4月1日		4月30日		55		
	5月1日		5月31日		56		
	6月1日		6月30日		57		
	7月1日		7月31日		58		
	8月1日		8月31日		59		
	9月1日		9月30日		60		
					年度計	0	0
合計						0	0

第３　契約書（案）

賃　貸　借　契　約　書

１.件　　　　　名　　　シュレッダーのリース契約　（2014 年 10 月～2019 年 9 月）

２.仕　様・数　量　　　付属書Ｉ「仕様書」のとおり

３.契　約　金　額　　　金０,０００,０００円（うち消費税額等０,０００円）
内訳は付属書Ⅱ「契約金額内訳書」のとおり

４.賃 貸 借 期 間　　　２０１４年１０月●●日から２０１９年９月３０日まで

５.納　入　場　所　　　独立行政法人国際協力機構指定場所

独立行政法人国際協力機構　契約担当役　理事　 小寺　清（以下「発注者」という。）と、株式会社◯◯◯◯◯◯◯　代表取締役　◯◯◯◯◯（以下「受注者」という。）とは、頭書記載の◯◯◯◯（以下「契約物品」という。）に係る賃貸借に関し、以下の各条項により、賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義・誠実の義務）
第１条　発注者及び受注者は、おのおの対等な立場において、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の目的）
第２条　受注者は、本契約及び契約付属書に定める条項に従い、受注者の所有物である契約物品を発注者の使用に供するものとし、発注者はその使用の対価として、頭書に契約金額として記載された金額のうち、付属書Ⅱに定められた賃貸借料を支払う義務を負う。

（契約内容の変更等）
第３条　発注者は、特別な理由により本契約の内容を変更する必要があると認められるときは、発注者及び受注者で協議の上、受注者に対する書面による通知により、本契約内容を変更し、又は一部を中止し、若しくは打ち切ることができる。
２　前項の場合において、受注者に増加費用が生じ又は受注者がそれにより重大

なる損害を蒙ったときは、発注者はその費用を負担するものとし、その金額は発注者及び受注者で協議して定めるものとする。ただし、発注者は、発注者の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた費用、損害、受注者の逸失利益及び第三者からの損害賠償に基づく損害については責任を負わないものとする。

（担保物権の設定等）

第４条　受注者は、本契約により発注者が使用中の契約物品に質権その他の担保権を設定してはならない。

２　受注者は、発注者の書面による承認を得た場合を除き、第三者に対し本契約に基づく債務の全部若しくは一部の履行を委任し、若しくは本契約により生ずる債権を譲渡し、又はこれらの債務若しくは債権を継承させてはならない。

（消費税額等）

第５条　発注者及び受注者は、頭書の契約金額のうち消費税額等とは、消費税法及び地方税法の規定に基づくものであることを確認する。

２　消費税率が変動した場合には、消費税法及び地方税法に基づき、変更後の消費税率で計算された消費税額とする。

（契約保証金）

第６条　発注者は、本契約の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。

（業務責任者の届け出）

第７条　受注者は、本契約の履行に先立ち、受注者の業務従事者の中から業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。又、業務責任者を変更するときも同様とする。

２　受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に指導監督させるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

（監督職員）

第８条　発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構資金・管理部 管理課長 の職にある者を監督職員と定める。

２　監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる権限を有する。

（１）　付属書Ｉに基づく受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議

（２）　付属書Ｉに基づく業務工程の監理及び立会

（３）　業務の実施状況についての調査

３　発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、前項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を、書面により受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督職員の指示、承諾又は協議は、原則として書面によりこれを行わなければならない。緊急の場合等書面をもってなされなかった場合には、受注者は発注者に対し事後遅滞なく書面による報告を行わなければならない。

５　前四項において、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

（１）指示　監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画などを示し、実施させることをいう。

（２）承諾　受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。

（３）協議　監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

（４）立会　監督職員もしくはその委任を受けた者が作業現場に出向き、仕様書等に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

（賃貸借料）

第９条　本契約による賃貸借料は、付属書Ⅱのとおりとする。

２　賃貸借期間１ヶ月未満の場合の賃借料は、月額賃借料を当該月の日数で除した額（以下「日額」という。）に当月使用日数を乗じて算出するものとする。

３　賃貸借期間中、受注者の責に帰すべき理由又は天災地変等発注者及び受注者双方の責に帰しがたい理由により契約物品の使用が中断されたときは、中断した日数に日額を乗じて算出した金額若しくは中断した時間に日額の８分の１に相当する額を乗じて算出した金額又はその合計額を、第１項に定める賃貸借料から減額するものとする。ただし、受注者の責に帰すべき理由により発生した場合を除いて、契約物品の保守に通常要する時間は中断時間に含まないものとする。

（賃貸借料の支払）

第 10 条　受注者は、各四半期終了後、終了した四半期分の賃貸借料を発注者に対して請求するものとする。この場合において、四半期とは、４月から翌年３月までを３ヶ月ごとに４分割した期をいう。なお、請求にあたって消費税額等に１円未満の端数が生じる場合には切り捨て処理を行う。

２　発注者は、前項の適法なる請求書を受理した日から 30 日以内に、当該代金を

口座振込みの方法により受注者に支払うものとする。

３　発注者の責に帰する理由により、前項の規定による支払期間内に当該金額の支払をしないときは、受注者は、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、その支払金額に対して年（365 日とする。）5.0 パーセントの割合で計算した遅延損害金の支払を発注者に請求することができる。ただし、遅延損害金に１円に満たない端数がある場合はこれを切り捨てる。

（発注者の善管注意義務）

第 11 条　発注者は、賃貸借期間中、契約物品をできるだけ良好なる環境に保全するとともに善良なる管理者の注意をもって契約物品を管理するものとし、発注者の故意又は過失による契約物品の損傷については発注者が責任を負うものとする。

２　前項による場合の修理費又は調整費は発注者が負担する。

（損害の賠償）

第 12 条　発注者は､受注者が本契約に違反した場合で発注者に損害が生じたときには､受注者に対しその損害賠償を請求することができる。

２　発注者は､通常の契約物品の使用によって､他の物品に損害が発生した場合､受注者に対しその損害の賠償を請求することができる。

３　発注者は､受注者又は受注者の使用者の故意若しくは過失により他の物品に損害を与えた場合、受注者に対しその損害の賠償を請求することができる。

４　本条の各規定における損害賠償の額は､発注者及び受注者で協議して定める。

（談合等不正行為に対する措置）

第 13 条　受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の 100 分の 10 に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（２）本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。

３　受注者が第１項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年（365日とする。）5.0パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。なお、端数計算については第10条に準ずるものとする。

４　本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（発注者の契約解除権）

第14条　次の各号の一に該当する場合には、発注者は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

（１）受注者の責に帰する理由（受注者の資産信用が著しく低下した場合を含む。）により賃貸借期間内に受注者が本契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき。

（２）受注者が本契約の条項に違反したとき。

（３）受注者が他から執行保全処分、強制執行、競売処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、若しくは特別清算、会社更生手続、民事再生手続、破産又は私的整理手続を申し立てられ、又は自らそれらのもの、若しくは再生手続開始の申立てをしたとき。

（４）受注者が手形交換所から手形不渡処分を受けたとき。

（５）受注者の資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。

（６）受注者が前条第１項各号の規定の一に該当するものとして発注者から不正行為に係る違約金の請求をうけたとき。

（７）第30条第4項に定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。

（８）受注者が、次に掲げる各号の一に該当するとき、または、次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について、一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員をいう。以下本条において同じ。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団

等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。

ロ　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

ニ　役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ホ　役員等が、反社会的勢力であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

ヘ　役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ト　受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからヘまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

チ　受注者が、イからヘまでのいずれに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

リ　その他受注者が、東京都暴力団排除条例（平成 23 年度東京都条例第 54 号）に定める禁止行為を行ったとき。

２　前項第１号又は第２号の規定により本契約を解除したときは、受注者は、発注者に対し、契約金額の100分の10に相当する解約違約金を支払わなければならない。

（受注者の契約解除権）

第 15 条　受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本契約を完了することが不可能となったときは本契約を解除することができる。

２　前項の規定により本契約を解除したときは、発注者は、受注者に対し、契約金額の 100 分の 10 に相当する解約違約金を支払わなければならない。

（従業員の立ち入り）

第 16 条　受注者は、契約物品の保守管理等のため契約物品の据付場所に受注者の従業

員を立ち入らせる場合、当該従業員に必ず身分証明書を携行させ、立ち入りにあたっては発注者の同意を得るものとする。

（秘密の保持）

第 17 条　受注者は、業務の実施上知りえた情報（以下、秘密情報という。）を発注者から指示が無い限り秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。

２　受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。又、いかなる場合も改ざんしてはならない。

３　受注者は、本業務の従事者が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

４　本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（秘密情報の管理等に関する事故の対応と報告）

第18条　受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

２　前項の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（秘密情報の返却及び廃棄）

第19条　受注者は、本契約終了後、速やかに秘密情報を発注者に返却又は判読不可能な方法により消去しなければならない。ただし、予め発注者による書面による同意を得た場合は、この限りではない。

（検査の権利）

第20条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

２　前項の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（個人情報保護）

第 21 条　受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）」の第２条第３項

で定義される「保有個人情報」を指す。以下「保有個人情報」という。）を取り扱う業務を行う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

（１）受注者の業務に従事する者（再委託又は下請負を行う場合には、再委託の受託者と下請負人を含む。以下、同じとする。）に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

（イ）保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。

（ロ）保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。

（２）受注者の業務に従事する者が前号に違反したときは、独立行政法人個人情報保護法第 50 条から第 51 条及び第 53 条に定める罰則が適用され得ることを、受注者の業務に従事する者に周知すること。

（３）個人情報保護管理責任者を定めること。

（４）保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

（５）発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。

（６）保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。

（７）本契約履行期間後、速やかに保有個人情報を、発注者に返却又は判読不可能な方法により消去すること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

２　前項第１号の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

３　発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

（情報セキュリティ）

第 21 条の 2　受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程及び情報セキュリティ管理細則（以下「規程等」という。）を準用し、規程類に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

（消耗品の規格）

第 22 条　発注者は、契約物品に使用する消耗品その他の補給品に関しては、受注者の指定する規格に合致したものを使用するものとする。

（契約物品の取替、移動又は改造）

第 23 条　発注者の都合により契約物品の取替え、一部追加、移動又は改造を要する場合は、あらかじめ受注者の承諾を求めるものとする。

２　前項による契約物品の取替え、一部追加、改造又は賃貸借価格の変動により賃貸借料等契約内容を改訂する必要が生じた場合は、発注者及び受注者で協議して本契約を改訂するものとする。

（安全対策）

第 24 条　受注者は、本業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む）の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者の安全確保に努めるものとする。

（業務災害補償等）

第 25 条　受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

（中立性、公正性の保持及業務対象国の法規の遵守）

第 26 条　受注者は、本契約に基づく業務が、日本国の政府開発援助の一環として行われるものであることを認識のうえ、誠意と自覚をもってその履行に専念するとともに、当該業務に関して生じる請負業者、製造業者及び供給業者との関係において、中立性を保持しなければならない。

２　受注者は、本契約に基づき発注者から支払いを受ける場合を除きいかなる者からも業務の実施に関し、又はその結果として、一切の金品を受領してはならない。

３　受注者は、本契約に基づく業務を業務対象国において実施する場合には、当該国の法規を遵守しなければならない。

４　受注者は、第 1 項から第 3 項に規定するもののほか、本契約に基づく業務を対象国において実施するときは、発注者が別に定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に基づき行動しなければならない。

（契約の公表）

第 27 条　受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

２　受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

３　受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 第 2 項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

(2) 受注者の直近 3 ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

（合意管轄）

第 28 条　本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（準拠法）

第 29 条　本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（疑義の決定）

第 30 条　本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者及び受注者で協議の上、これを定めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

２０１４年００月００日

発注者　　東京都千代田区二番町５番地２５
独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理　　　　事　　小寺　清

受注者　　（住所）
株式会社　〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役　〇〇〇〇〇〇

様式集

１．　　　競争参加資格確認申請書
２．　　　辞退書
３．　　　委任状
４．　　　入札書
５．　　　共同企業体結成届（共同企業体の結成が認められており、かつ結成を希望する場合）
６．　　　同意書（補強の配置が認められており、かつ配置を希望する場合）
７．　　　質問書

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式　一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」（ http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html ）よりダウンロードできます。

各様式には、以下の事項を記載してください。

・宛先：独立行政法人国際協力機構　契約担当役　理事
・案件名：シュレッダーのリース契約　（2014 年 10 月～2019 年 9 月）
・公告番号：国契-14-053
・公告日：2014 年 8 月 1 日
・入札日：2014 年 9 月 9 日